

問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課 臼井

Tel : 03-5253-8111 (44-173)

03-5253-8639 (直通)

平成 22 年 9 月 21 日

国土交通省海事局検査測度課

IMO 第 15 回危険物・固体貨物・コンテナ小委員会 (DSC15) の開催結果

概要

- ・ 国際海上固体ばら積み貨物規則 (IMSBCコード) におけるシードケーキのばら積み輸送に係る要件の是正
- ・ 国際海上危険物規程 (IMDGコード) の第 3 5 回改正及び第 3 6 回改正案の審議
- ・ 上記IMSBCコードに関する改正は、来年 5 月開催予定のMSC59 (海上安全委員会) で承認予定。

9 月 13 日より 17 日までの間、英国ロンドンの国際海事機関 (IMO) 本部において、第 15 回危険物・固体貨物・コンテナ小委員会 (DSC15) が開催されました。

我が国からは、在英大使館、(独) 海上技術安全研究所、その他関係海事機関・団体から成る代表団が出席し、我が国意見の反映などに努めました。今次会合における主な審議結果は以下のとおりです。

1. 国際海上固体ばら積み貨物規則 (IMSBCコード) の改正

(1) 経緯

2011 年 1 月 1 日から強制化される国際海上固体ばら積み貨物規則 (IMSBC コード) における個々の固体ばら積み貨物に係る詳細要件について、我が国より、解釈上の誤解のおそれがある編集上の誤りを修正するための提案を行いました。

(2) 審議結果

- ① 我が国提案により、溶剤抽出法により生成されるシードケーキにおける固定式ガス消火装置の使用に係る要件の誤りが是正されました。
- ② この他、我が国提案により、以下の改正又は修正について合意されました。
 - (a) 硝酸アンモニウム及び同肥料の揚げ荷役において、機関室における油の移送を認める改正
 - (b) 褐炭ブリケットの危険性に関する記述及びガス濃度計に係る要件の修正
 - (c) 粘土運送後のビルジュエルの清掃に係る要件の改正
 - (d) リン鉄の運送時のガス計測装置に係る要件の追加
 - (e) フェロシリコン (固体化学物質) 積付け時の重量分散に係る要件の修正
 - (f) 石膏及び塩について雨中における揚げ荷役を認めるための改正
 - (g) 硫化金属精鉱及び鉱物精鉱に係る要件の修正

(h) 硫黄（成形されたもの）及び硫酸焼鉱のコーティングに係る要件の改正

③ MHB 物質の判定基準

各国からの提案文書に基づく審議の結果、コレスポンデンスグループ（メール等の交換を通じた会合）の設置が決定され、MHB 物質の判定において考慮すべき危険性の特定、判定基準案の作成等を行い、DSC 16 に報告されることとなりました。

(3) 今後の予定

上記①及び②については、2011 年 5 月開催予定の MSC89 において採択され、2013 年 1 月 1 日から強制要件として発効することが見込まれています。

2. 国際海上危険物規程（IMDG コード）改正の検討

(1) 経緯

国際海上危険物規程（IMDGコード）は、危険物を容器に収納して海上輸送する際の容器に係る性能要件、運送基準等を定めたもので、SOLAS条約（海上人命安全条約）において強制化されています。2年に一度改正されている同コードについては、第35回改正案が昨年採択され、2011年1月1日からは勧告として、2012年1月1日からは強制要件として実施される予定です。今次会合では、第35回改正と第36回改正案について審議がなされました。

(2) 審議結果

① 第35回改正に関する審議

(a) 硝酸カリウム、硝酸ナトリウム及びその混合物に係る要件

硝酸カリウム、硝酸ナトリウム及びそれらの混合物について、特別な形状のものを危険物から除外する特別要件を削除する提案は、国連小委員会での審議結果を待って、必要に応じ検討を行うことで合意されました。

(b) ニッケル水素電池に係る要件

熱源近くに積載された場合でも安全に輸送できることが試験により証明されたニッケル水素電池を規則の適当除外とする我が国の提案については、一部の国の支持を得たものの、この提案の科学的根拠及び試験方法の明確化の必要性等が指摘された結果、合意が得られず、次回、我が国から提案を行うこととなりました。

② 第36回改正案に関する審議

少量の危険物を他の危険物とともに貨物輸送ユニットに収納した場合の当該ユニットへのプラカード貼付に係る要件の明確化については、他の危険物に要求されるプラカードのみを貼付することが合意されました。

この他、積付・隔離に係る要件等については、今次会合に提出された要審議事項と編集上の修正作業の結果とともに、来年4月に開催される専門家グループ会合において検討を行うこととなりました。

(3) 今後の予定

上記②は、上記専門家グループ会合（2011年4月開催予定）で議論され、DSC 16（2011年9月予定）、MSC90（2012年5月開催予定）で採択され、2013年1月1日からは勧告として、2014年1月1日から強制要件として実施される予定です。

以上